

規制の特例措置の実施状況に関する調査
—平成 18 年度上半期—
(構造改革特別区域推進本部評価委員会依頼調査)
結果報告書

平成 18 年 6 月

総務省行政評価局

目 次

第1	調査の目的等	1
第2	調査結果	2
1	調査結果の概要	2
2	規制の特例措置別の調査結果	5
	〔文部科学省〕	
(1)	833 校地・校舎の自己所有要件を要しない専修学校等設置事業	6
(2)	822 公私協力学校設置事業	15
	〔経済産業省〕	
(1)	1142 研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業	26

第1 調査の目的等

1 目的

この調査は、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）評価委員会からの依頼に基づき、構造改革特別区域（以下「特区」という。）で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置（以下「特例措置」という。）について、特区としての実施が低調となっている原因・理由等について調査を行い、本部評価委員会における評価活動に資するため、実施したものである。

2 対象機関等

（1）調査対象機関

文部科学省、経済産業省

（2）関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体、事業者等

（3）調査対象特例措置

特区において講ずべき特例措置についての第5次提案募集（募集期間：平成16年6月1日～30日）及び第6次提案募集（同：平成16年10月18日～11月17日）の結果認められた規制の特例措置で第8次認定申請（申請受付期間：平成17年5月9日～5月18日）又は第9次認定申請（同：平成17年9月26日～10月5日）から適用可能となった8特例措置のうち、特区で実施されていない又は実施数が1から3であるもので評価委員会から調査依頼のあった3特例措置

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 7局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

4 調査の実施方法

行政評価局及び管区行政評価局が、①特例措置に係る提案を行った地方公共団体、②特区の認定を受けた地方公共団体、③全都道府県の概況調査結果等を基に特例措置の関連団体等を実地に調査

5 実施時期

平成18年4月～5月

第2 調査結果

1 調査結果の概要

(1) 調査対象とした規制の特例措置

特例措置の第5次提案募集（募集期間：平成16年6月1日～30日）及び第6次提案募集（同：平成16年10月18日～11月17日）の結果認められた規制の特例措置で第8次認定申請（申請受付期間：平成17年5月9日～5月18日）又は第9次認定申請（同：平成17年9月26日～10月5日）から適用可能となった8特例措置のうち、18年3月末現在特区で実施されていない又は実施数が1から3であるもので、本部評価委員会から調査の依頼のあった次の3特例措置を今回の調査対象としている。

調査対象とした特例措置一覧

所管省庁	特例措置番号	特例措置名	提案数	実施数
文部科学省	833	校地・校舎の自己所有要件を要しない専修学校等設置事業	1	1
	822	公私協力学校設置事業	2	0
経済産業省	1142	研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業	1	0

- (注) 1 「提案数」には、当該特例措置に係る提案を行った地方公共団体等の数を計上している。
2 「実施数」には、当該特例措置を活用した特区計画の認定数を計上している。
3 実施数は、平成18年3月末現在のものである。

(2) 特区としての実施が低調となっている主な原因・理由等

今回、特区としての実施が低調な3特例措置について、その原因・理由等を調査した結果は、①特例措置の内容を主な原因・理由等としているもの(1特例措置)、②特例措置の内容及び実施主体側の事情を主な原因・理由等としているもの(2特例措置)となっている

ア 特例措置の内容を主な原因・理由等としているもの

833 「校地・校舎の自己所有要件を要しない専修学校等設置事業」(実施数: 1)

- 本特例措置に係る特区認定が少ない主な原因・理由等は、平成16年の文部科学省通知において、専修学校等の設置認可に際して校地・校舎を原則として自己所有する要件に関しては、所轄庁(都道府県知事)の判断により弾力的に運用して差し支えないことが示されており、多くの都道府県が弾力的に運用しているか又は弾力的に運用するとしていることによる(注)。このため、現に校地・校舎の借用による専修学校等が設置されている例もあり、本特例措置を活用するまでもなく、校地・校舎の自己所有の要件を満たさなくとも専修学校等を設置することが可能となっていることにあるとみられる。

なお、関係者は、上記以外の原因・理由等として、少子化の影響等により、大学・短期大学との競合によって学校経営が厳しいために校地・校舎を借りてまで新規に専修学校等を開校するという需要そのものが少ないこと等を挙げている。

(注) 校地については全都道府県が、校舎については37都道府県が国又は地方公共団体等からの借用を認めている。

イ 特例措置の内容及び実施主体側の事情を主な原因・理由等としているもの

822 「公私協力学校設置事業」(実施数: 0)

- 本特例措置に係る特区認定がない原因・理由等については、本特例措置の提案主体(北九州市及び野田市)は、①公私協力学校は国からの私学助成が受けられないため、当該学校の運営経費に対する財政負担が過大となることが想定されること、②公私協力学校の設置・運営を行う者は公募により求めることとされているため、あらかじめ特定の者を選定することができないこと等を挙げている。

また、提案主体以外の関係者においても、財政事情の厳しい地方公共団体においては、私学助成が受けられない公私協力学校の設置事業を実施することは困難であるとしており、市町村等が公私協力学校を設置したいと考えても、私学助成が受けられない場合は、財政事情を考慮し、当該学校の設置を断念することが考えられる。

提案主体以外の関係者における他の原因・理由等としては、①近年の少子化の影響等により、学校経営を取り巻く環境が厳しいこと等から、新たな学校経営に進出する者がみられないこと、②公私協力学校の運営は、地方公共団体が定める教育目標、収容定員、授業料等を定めた基本計画等に沿って行うこととされているため、学校側の主体的な教育活動や学校運営が困難になることから、当該学校の設置・運営に積極的に参画する者が少ないと考えられること等を挙げている。

1142 「研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業」（実施数：0）

- ・ 本特例措置に係る特区認定がない主な原因・理由等について、関係者は、①温泉熱利用発電に適した湯温や湯量の制約から、当該発電を実用化（事業化）して採算が見込めるような適地が限られていること、②温泉熱利用発電事業は、i) 国内では未だ研究段階であり実用化の見通しが明確でないことや、ii) 本特例措置は研究開発に限定された措置であり、当該事業が実用化された場合には、法定検査の実施やボイラー・タービン主任技術者の確保等の電気事業法の規制によりコスト負担が生じるため、そのことによる採算面への影響が懸念されることから、当該事業に参画しようとする民間や地方公共団体を期待し難いこと等を挙げている。

上記のほか、本特例措置の対象となっている出力 10kw の発電では、家庭用電力の 3 軒分の規模にしかならず、近年の技術進歩の状況を踏まえると、このような小規模な発電設備については、ボイラー・タービン主任技術者の常駐配置を義務付ける必要はないのではないかとの意見が聞かれた。

なお、提案主体である鳥取県においては、当省の調査終了後である平成 18 年 5 月 17 日に特区計画の認定申請が行われている。

2 規制の特例措置別の調査結果

特例措置調査結果（８３３）

特例措置番号		833
特例措置名		校地・校舎の自己所有要件を要しない専修学校等設置事業
現行規制の概要		<p>専修学校及び各種学校の設置認可並びに学校法人又は準学校法人の寄附行為の認可は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）及び私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）の規定に基づき、所轄庁である都道府県知事が行うこととされている。</p> <p>所轄庁によるこれらの認可に当たっては、「学校教育法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和 51 年 1 月 23 日付け文管振第 85 号文部事務次官通達）等により、専修学校等の校地・校舎は原則として自己所有であることが望ましいとされている。</p> <p>しかしながら、上記通達等の運用に関して、文部科学省は、「専修学校設置基準の一部を改正する省令及び各種学校規程の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成 16 年 6 月 21 日付け 16 文科生第 197 号）において、自己所有要件を満たすことが困難な場合で、借地権の設定登記等により長期間にわたり使用できる保障がある場合など、認可権者において学校経営の安定性・継続性が担保できると認めるときは、自己所有を求める必要がないこともその内容に含まれていることを各都道府県知事等に示している。</p>
特例措置の概要		<p>地方公共団体が認める教育上の特段のニーズに対応した教育を行う専修学校若しくは各種学校の設置認可、又はこれらの学校の設置を目的とする学校法人若しくは準学校法人の寄附行為の認可に当たっては、所轄庁である都道府県知事が学校経営の安定性・継続性が担保できると認める場合に、その校地・校舎等の自己所有要件を求めない。</p>
提案主体		北九州市
特例措置に係る特区の認定状況		1 件
調査対象機関	規制所管省庁	文部科学省
	提案主体	北九州市
	認定申請主体	北九州市【北九州市「自立と共生の教育」特区】
	ニーズ調査	地方公共団体 48（うち概況調査 34）、専修学校等関係団体等 13
	その他	—
調査結果		
<p>1 特例措置の適用等の状況（平成 18 年 4 月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案は 1 件（北九州市）であり、本特例措置を適用した特区計画の認定件数は 1 件（北九州市）である。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p>		

【北九州市「自立と共生の教育」特区】

(1) 認定申請を行った経緯等

ア 提案を行った背景事情

北九州市では、進学率が低い時代に中学校卒業者の就職支援等のために設置した市立各種学校について、平成 10 年度から、その在り方等の検討に着手し、その結果、市立高等理容美容学校については、市が設置・運営していく使命を終えたとして民営化への移行を検討していた。

しかし、同校の民営化について、各種学校の設置認可権限を有する福岡県に協議したところ、同校の校舎は、民間の再開発ビル内に北九州市が区分所有権を有しているものであったことから、県の回答は、民間の事業者が各種学校を設置する場合には、校舎は原則として設置者の自己所有でなければならず、また、ビルの一部を区分所有している場合も認められないとのことであった。

このような経緯から、市立高等理容美容学校の民営化を実現するため、平成 16 年 10 月に、ビルの一部を区分所有している場合の校舎でも設置が認められるように、専修学校等の公設民営による学校経営の認可に係る特例措置の提案を行ったものである。

一方、認められた特例措置は、北九州市が提案した内容と同様ではなかったものの、北九州市の提案を生かす形で、専修学校等の設置に当たっては、校地・校舎の自己所有は求めないということとされた。

イ 認定申請を行った経緯

本特例措置を活用して設置された日本ウェルネススポーツ専門学校北九州校は、学校法人タイケン学園によって設置・運用されている。

同学園は、平成 9 年 10 月に学校法人の認可を受け、10 年 4 月に日本ウェルネススポーツ専門学校を東京都に開設したことを始めとして、現在全国に専修学校、各種学校、高等学校等を運営している。同学園は、事業の全国展開の一環として、平成 16 年 4 月に新潟県（日本ベースボール・セキュリティ専門学校）に、17 年 4 月に広島県（広島ウェルネススポーツ専門学校）に専修学校を開設しており、今回北九州市に設置された日本ウェルネススポーツ専門学校北九州校についても、その一環として設置が検討されたものである。

当該北九州校の設置に当たっては、平成 16 年 8 月に学校法人タイケン学園から北九州市に対して設置の相談が行われている。当初民間の未利用・遊休施設を借用して設置する予定で検討され、北九州市から、専修学校の設置認可の権限を有する福岡県に協議が行われたが、県の回答は審査基準上、民間からの校地・校舎の借用による専修学校の設置は認められないとのことであった。このため、北九州市においては、本特例措置を活用することとし、平成 17 年 5 月に特区の認定申請（注）を行い、7 月に認定を受けている。ただし、特区の認定申請から認定までの間に、同学園は、予定していた民間施設を借用できなかったことから、北九州市から廃校となった各種学校の校地・校舎を借用している。

なお、学校法人タイケン学園が新潟県及び広島県に設置した専修学校については、市町村から廃校となった小学校等の校地・校舎を借用して専修学校の設置認可を受けているが、本特例措置を活用したものではない。

(注) 本件認定申請は、既に構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第4条第1項に基づき平成16年12月8日に北九州市「自立と共生の教育」特区計画(802特区研究開発学校の設置及び820校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置)の認定を受けていたため、同法第6条第1項の規定に基づき構造改革特別区域計画の変更の認定申請により行われている。

(2) 実施されている事業の内容等

学校法人タイケン学園は、本特例措置を活用して、福岡県に日本ウェルネススポーツ専門学校北九州校の設置認可の申請を行い、平成18年3月に福岡県知事の認可を受けており、同年4月に、競技スポーツ科、健康スポーツ科及びスポーツ保育・福祉科の3学科からなる専修学校を開校している。

(3) 要件・手続等に関する意見等

本特例措置に関する要件・手続等について、過剰又は煩雑であるとの意見は聞かれなかったが、学校法人タイケン学園では、本特例措置について、次のような意見を有している。

専修学校等における校地・校舎の自己所有要件については、制度的には、特別な事情がある場合等は借用することも認められており、実際に小学校等の廃校を借用した専修学校の設置認可を受けた例もある。しかし、特別な事情がある場合等の判断は、認可権限を有する都道府県にゆだねられているため、自己所有要件を厳格に運用する都道府県においては、本特例措置は有効ではないかと思われる。

また、本特例措置については、学校法人は事業の実施主体になれないと認識している地方公共団体や学校法人がみられるため、より一層周知することが必要ではないかと考える。

3 提案を行ったのみで認定申請を行っていない地方公共団体の状況
該当なし。

4 その他の地方公共団体等におけるニーズに関する調査結果の概要

(1) 専修学校等の設置に係る校地・校舎の自己所有要件の運用状況

今回、全都道府県(特区窓口)に対して、本特例措置の利用を予定している市町村等の有無等について照会した結果、活用を予定している又は活用の見込みがあるところは見られなかった。

このため、まず、専修学校等の設置に係る校地・校舎の自己所有要件について、全都道府県(専修学校等の設置認可部局)の運用状況を調査した。

全都道府県を対象に、専修学校等の設置に係る校地・校舎の自己所有要件の運用状況を調査した結果、下表のとおり、大多数の都道府県において、校地・校舎を借用している場合でも学校設置を認可するとしており、その数は、①専修学校に関しては、校地については全都道府県、校舎については35都道府県、②各種学校に関しては、校地については全都道府県、校舎については37都道府県となっている(認可する条件として、

国又は地方公共団体等からの借用に限定している場合を含む。)

表 専修学校等の設置に係る校地・校舎の自己所有要件の運用状況

(単位：都道府県)

校地・校舎の所有についての要件		専修学校		各種学校	
		校地	校舎	校地	校舎
自己所有に限定しているもの		0	12	0	10
借用を認めているもの	国又は地方公共団体等からの借用に限定	9	15	8	16
	民間からの借用も可能	38	20	39	21
	小計	47	35	47	37
合計		47	47	47	47

- (注) 1 当省の調査による。
 2 都道府県の審査基準等のないところについては、電話等により運用状況を聴取した結果を計上している。
 3 県の独自の審査基準等において「原則自己所有」としている場合で、以下の①及び②については、「自己所有に限定しているもの」の欄に計上している。(注：①又は②の場合においても、運用上、校地・校舎を借用した専修学校等の設置を認めているものや、実際に認可している例があるものを除く。)
 ① 借用を認める場合の例外の具体的条件がないもの
 ② 「特別の事情」及び「教育上及び安全上支障がないと認められる場合」のみの条件を掲げているもの
 4 「借用を認めているもの」の欄には、基準面積(専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)第24条で定める面積)を超える部分の借用を認める等借用の範囲が限定されている場合についても、計上している。

また、今回13道府県において、過去5年間(平成13年度から17年度)に、校地・校舎又は校地若しくは校舎のいずれかの借用により設置認可された専修学校等の状況についてみたところ、①専修学校については、秋田県等7県において8校、②各種学校については、広島県において4校みられた(既に自己所有で認可されている学校が、校地・校舎を借用して場所を移転し、それに係る変更届を県に提出して受理された場合を含む。)ほか、北海道において、設置認可に係る審議が行われているものが2校みられた。

なお、このほかの6県においても、上記と同様に、校地、校舎等の借用による設置認可又は設置認可に係る審議が行われているものが、①専修学校については6校、②各種学校については1校把握された。

(2) 地方公共団体及び専修学校関係団体等の意見等の概要

専修学校等の設置に係る校地・校舎の自己所有要件の運用が必ずしも明確となっていない都道府県を中心に、地方公共団体(13都道府県及び1町)並びに専修学校等関係団体及び学校法人(13団体等)を選定して、本特例措置の活用予定の有無等について調査した。その結果は、いずれの地方公共団体及び専修学校関係団体等においても本特例措置を活用する予定はないとするものであった。

その原因・理由については、地方公共団体及び専修学校関係団体等のどちらも、①専修学校又は各種学校の校地・校舎の自己所有は、「専修学校設置基準の一部を改正する

省令及び各種学校規程の一部を改正する省令の施行について」(平成16年6月21日付け16文科生第197号文部科学省生涯学習政策局長通知。以下「平成16年文部科学省通知」という。)に基づき、弾力的に運用しているため、本特例措置を活用する必要はない、②少子化により子供の数自体が減少しているため、新規に開校しようとするニーズ自体が無い、③現に、地方公共団体(福岡県を除く。)においては、本特例措置について、これまで管内市町村、専修学校等からの照会や相談もないとしている。

なお、専修学校関係団体等においては、経営的な基盤がないまま安易に学校を設置し、経営破綻等の問題が生じた場合、学校の教職員や在籍している生徒が大きな被害を被ることになることから、学校設置者には、ある程度の資産的担保は必要と考えるとの意見も聞かれた。

地方公共団体及び専修学校関係団体等の個別の意見等については、下記「6 その他の地方公共団体等におけるニーズに関する意見等」のとおりである。

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置に係る特区認定が少ない主な原因・理由等は、平成16年文部科学省通知において、専修学校等の設置認可に際して校地・校舎を原則として自己所有する要件に関しては、所轄庁(都道府県知事)の判断により弾力的に運用して差し支えないことが示されており、多くの都道府県が弾力的に運用しているか又は弾力的に運用するとしていることによる。このため、現に校地・校舎の借用による専修学校等が設置されている例もあり、本特例措置を活用するまでもなく、校地・校舎の自己所有の要件を満たさなくとも専修学校等を設置することが可能となっていることにあるとみられる。

なお、関係者は、上記以外の原因・理由等として、少子化の影響等により、大学・短期大学との競合によって学校経営が厳しいために校地・校舎を借りてまで新規に専修学校等を開校するという需要そのものが少ないこと等を挙げている。

6 その他の地方公共団体等におけるニーズに関する意見等

【地方公共団体】

(北海道)

北海道は、専修学校又は各種学校の校地・校舎の自己所有は、あくまで原則であり、平成16年文部科学省通知においても、必ずしも自己所有を求めているため、本通知に基づき、弾力的に運用していることから、特段、本特例措置を活用する必要はないとしている。

(宮城県)

宮城県は、以下の理由から、本特例措置を活用する必要はないとしている。

- ① 専修学校等の校地・校舎については、学校経営の安定性・継続性を担保する観点から自己所有が望ましいという県の考えは、管内の専修学校等に伝えており、自己所有の例外手続について相談等を受けたことはない。
- ② 専修学校等の設置認可等に関する県の審査基準では、校地・校舎の自己所有の例外

規定についても明記されているため、仮に校地・校舎の借用による学校設置の認可申請が行われた場合でも、同審査基準に基づき、学校経営の安定性・継続性が担保されていると判断された場合は、設置認可が可能である。

(秋田県)

秋田県は、以下の理由から、本特例措置を活用する必要はないとしている。

- ① 校地・校舎の自己所有要件自体が法令の規定によるものでなく、原則自己所有とした背景を勘案し、個別の事案について、学校経営の継続性・安定性の適否を判断することで足りると認識している。
- ② 本特例措置については、平成 16 年文部科学省通知を受けて、県内の全専修学校等に周知しているが、現在までのところ、関心を示している専修学校等は皆無である。
- ③ 当県では、平成 16 年度に校地を地方公共団体から借用した専修学校の設置を認可しており、本特例措置提案の契機となった北九州市の事例の場合も、学校経営の継続性、安定性が担保されていれば、本特例措置を申請するまでもなく、設置認可が可能である。

(埼玉県)

埼玉県は、①県内では、地域の需要に対応するため専修学校の設置を進める必要性がある状況は特にみられないこと、②県内市町村、専修学校等から本特例措置の活用についての照会や相談を受けた例はないことなどから、本特例措置のニーズはみられないとしている。

(千葉県)

千葉県は、①県内市町村等から本特例措置の活用について照会や相談を受けた例がないこと、②専修学校等の設置認可についての審査基準は、原則として校地・校舎は自己所有としているものの地方公共団体等からの借用も認める規定があることから、本特例措置を活用する必要はないとしている。

(新潟県)

新潟県は、県内市町村、専修学校等から本特例措置の利用について照会や相談を受けた例はないことなどから、本特例措置のニーズはみられないとしている。

(愛知県)

愛知県は、①新規に認可された専修学校の状況を見ると、以前から各種学校等として運営されていたものが専修学校に移行したものが多く、新規設立に至った専修学校自体が少ないこと、②生徒数が減少している現状から、生徒が集まるのは、学校名のブランドや立地条件が良いところ、資格の取得が可能など限られていること、③自治体や学校法人側も遊休施設がある場合は、売却したいと考えているところが多いと思われることから、本特例措置を活用してまで新規に専修学校等を設立しようとするニーズがないのではないかとしている。

(兵庫県)

兵庫県は、以下の理由から、本特例措置を活用するニーズ及び予定はないとしている。

- ① 県の審査基準では、国・地方公共団体等からの校地・校舎の借用を認めており、本件のケースのように校地・校舎の提供主体が市町村である場合は、本特例措置を活用する必要がない。
- ② 本特例措置の活用を要するのは、現行の県の審査基準では認められていない国・地方公共団体等以外から校舎を借用するケースとなるが、その場合、学校経営の安定性・継続性が担保できると認めるに足る要件について想定できず、結果として不認可となることが想定できることから、特例措置を活用する意味がないと考えられる。

(岡山県及び広島県)

両県ともに、国又は地方公共団体からの借用など校地・校舎の自己所有要件の例外を認めているため、本特例措置を活用する必要はないとしている。

(山口県)

山口県は、以下の理由から、特例措置を活用する必要はないとしている。

- ① 県内においては、校地・校舎の自己所有要件の例外を求める要望等がない。
- ② 平成 16 年文部科学省通知により、自己所有要件が緩和されており、仮に自己所有要件の例外を求める要望があっても、この通知に基づき設置認可が可能であり、本特例措置を活用する必要がない。

(福岡県)

福岡県は、平成 18 年 4 月現在において校地・校舎については、相手方が国又は地方公共団体の場合、借用でも認める運用をしており、本特例措置のニーズはみられないとしている。

(鹿児島県)

鹿児島県は、これまで本特例措置について、県内の学校法人や市町村から照会や相談がないことから、本特例措置のニーズはみられないとしている。

(広島県世羅町)

世羅町では、廃校となった小学校の校地・校舎を借り受けた専修学校が平成 17 年 4 月に開校している。このことについて、世羅町は、広島県では、自己所有要件の例外が認められているので、特例措置の活用は検討しなかったとしている。

【専修学校関係団体等】

(全国専修学校各種学校総連合会)

学校教育法に基づいて教育を行っている以上、教育の永続性が重要である。何の資産的担保のない者に対して、学校の設置を認めた場合、経営破綻等の問題が生じるおそれ

があり、残された生徒のことを考えると、万が一にもそのようなことが生じないように、ある程度財産的な基盤を有することは必要である。

校地・校舎の自己所有要件については、平成 16 年文部科学省通知にも示されているとおり、あくまで原則であり、運用で十分対応可能である。要は、学校経営の安定性・継続性を担保する上で、所轄庁である都道府県がどのように判断するかである。

以上のことから、本特例措置については、特区である必要性は少ないと考える。

(北海道内の専修学校関係団体)

当該団体は、専修学校又は各種学校の校地及び校舎については、すでに平成 16 年文部科学省通知により、必ずしも自己所有を求めないこととされていることから、本特例措置を活用しなくても特段の支障はないとしている。

(北海道内の学校法人)

当該法人は、専修学校や各種学校の設置に当たっては、従来から、校地・校舎について必ず自己所有でなければならないとの運用にはなっていないと認識しており、北海道内において本特例措置を活用する必要は感じられないとしている。

ただし、経営的な基盤がないまま安易に学校を設置し、経営破綻等の問題が生じた場合、学校の教職員や在籍している生徒が大きな被害を被ることになることから、学校設置者には、ある程度の資産的担保は必要と考えるとしている。

(宮城県内の専修学校関係団体)

当該団体は、傘下の会員から本特例措置に関する照会等は一切なく、本特例措置のニーズを把握していないとしている。

(東京都内の専修学校関係団体)

当該団体は、以下のような意見を有している。

- ① 社会的ニーズを踏まえた新たな学校が参入すること自体は、既存の専修学校等の活性化にもつながり必要なことではあるが、経営的な基盤がないまま学校を設置し、経営破綻等の問題が生じた場合、一番困るのは生徒やその家族であり、また、専修学校や各種学校の社会的評価を落とすことにもなる。基本的に校地・校舎の自己所有要件については、学校の設置認可権限のある都道府県において、学校経営の安定性・継続性をどのように判断するかにかかっているが、このような点を考えると、ある程度の資産的担保は必要ではないかと考える。
- ② 東京都の専修学校等の設置要件を定めた内規によると、校地・校舎については原則自己所有であるが、例えば、校地については、面積が2分の1未満で20年以上の長期借入等の条件が満たされる場合は、借地が認められている(国、地方公共団体等から借用する場合は、その条件は付されていない)。

(埼玉県内の専修学校関係団体)

当該団体は、これまで会員の中で本特例措置を活用した例はなく、同会所属の学校では、少子化に伴う生徒の減少及び職業教育ニーズの多様化への対応に迫られ、新規開設

の余力がないと考えられるため、本特例措置を活用する可能性は少ないとしている。

(千葉県内の専修学校関係団体)

当該団体は、千葉県内は少子化の影響等で専修学校等の運営は厳しいものとなっており、新規に学校を設置することは困難な状況となっていることから、本特例措置を活用して専修学校を設置する可能性は少ないとしている。

(愛知県内の専修学校関係団体)

当該団体は、本特例措置の活用には、専修学校等の新規開校需要が必要と思われるが、①少子化により子供の数自体が減少していること、②大学への進学が容易になり専門学校より大学を選択するようになったこと、③最近では経済状況が悪かったことなどから、校地・校舎を借りてまで新規に開校したいという需要が少ないため、本特例措置のニーズはないのではないかとしている。

(愛知県内の学校法人)

当該法人は、①専修学校に入学する18歳人口がもっと多い時代であれば別だが、これだけ少子化が進んでくると新規に開校しようとするニーズ自体が無いと思われる、②本特例措置の活用例は、地方公共団体と学校法人の意向が合致したもので、このようなケースが他にそれほどあるとは思えないとしている。

(広島県内の専修学校関係団体)

当該団体は、広島県における専修学校等の設置に係る校地・校舎の自己所有要件の運用については、ア)専修学校については、①国又は地方公共団体等からの借用であり、所有権を移転することが困難であるときや、②直系の尊属又は配偶者からの借用であり、長期間の賃借が賃借権の登記又は公正証書により確実に認められるときは自己所有でなくても認められていること、イ)各種学校について自己所有は要件となっていないことなど、自己所有要件の運用の緩和が図られていることから、本特例措置を活用する必要はないと考えるとしている。

(福岡県内の専修学校関係団体)

当該団体は、本特例措置について、これまで会員の学校法人や県内の市町村からの照会や問い合わせはなく、本特例措置のニーズはみられないとしている。

特例措置調査結果（８２２）

特例措置番号	822	
特例措置名	公私協力学校設置事業	
現行規制の概要	<p>学校法人の設立に際しての寄附行為認可に当たっては、私立学校法第31条第1項の規定に基づき、所轄庁が、その設立しようとする学校法人の資産が同法第25条の要件に該当しているかどうか（設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びに経営に必要な財産を有しているかどうか）について審査を行わなければならないとしている。</p>	
特例措置の概要	<p>高等学校又は幼稚園を対象に、公私協力学校を設置するため、地方公共団体が必要な支援を行い、民間と協力して学校法人（協力学校法人）を設立する場合には、当該学校法人の設立認可に係る手続のうち、資産要件の審査については所轄庁による審査を行わず、当該地方公共団体の長が認めたことをもってこれに代える。</p>	
提案主体	北九州市 野田市	
特例措置に係る 特区の認定状況	0件	
調査対象 機関	規制所管省庁	文部科学省
	提案主体	北九州市、野田市
	認定申請主体	—
	ニーズ調査	地方公共団体 51（うち概況調査 36）、私学関係団体等 15
	その他	—
調査結果		
<p>1 特例措置の適用等の状況（平成18年4月末現在） 本特例措置に係る提案は2件（北九州市、野田市）であるが、本特例措置を適用した特区計画の認定実績はない。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等 該当なし</p> <p>3 提案を行ったのみで認定申請を行っていない地方公共団体の状況 【福岡県北九州市】 （1）本特例措置に係る提案をした経緯等 北九州市では、中学校の不登校生徒が約600人強（平成15年度。全生徒数の約2.4%）、高等学校の中途退学者が毎年1,000人前後あり、不登校生徒等の対策は同市の喫緊の課題となっていた。 このため、北九州市は、従前から通信制サポート校として不登校生徒の受入れ・学習</p>		

指導等を行っていた株式会社仰星国際高等学園に対して、平成 16 年 7 月に廃校の校地・校舎の貸与を許可するとともに、不登校生徒等への対応の充実を図るため、同学園の高等学校への移行について共同で検討を開始した。

しかしながら、福岡県においては、少子化傾向の中にあって新たな私立高等学校の設置に消極的であること等から、北九州市は、①私立高等学校の設置申請から認可まで、通常 2 年を要する県の審査期間の短縮化、②公立高等学校を設置した場合に生じる学校運営に要する経費等の財政負担の軽減、③株式会社仰星国際高等学園が学校法人として、私学助成が受けられることによる保護者の授業料等の負担軽減、④不登校生徒等の対策について、民間の優れたノウハウの活用等の効果を期待し、平成 16 年 10 月に、公設民営方式による私立学校の設置に係る特例措置の提案を行ったものである。

上記の効果を確保するため、北九州市が行った提案の内容は、「市町村が株式会社等と共同で新たな学校法人を設立し、私立高等学校を設置する場合、(中略) 都道府県知事は、当該市町村の教育委員会の意見に従って、学校法人の設立と当該学校法人が設置する私立高等学校の設置の認可を行うものとする。」としており、あらかじめ民間事業者を特定した上で、当該事業者との共同による私立高等学校の設置・運営を目指すものであったが、認められた特例措置は、公私協力学校の設置・運営を行う者を公募により求めるものであった。

(2) 本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由等

ア 北九州市は、特区計画の認定申請を行っていない理由について、①公私協力学校に関する文部科学省との事前の相談においては、当該学校は、私学助成の対象となる旨の感触を得ていたが、平成 17 年 7 月に文部科学省に確認したところ、当該学校は国からの私学助成の対象とならないことが判明した。このため、国からの私学助成が受けられない場合、当該学校の運営経費に対する市の財政負担が過大となることが想定されること、②不登校生徒等の対策に実績のある民間事業者の優れたノウハウ等を基本計画に盛り込むため、あらかじめ公私協力学校の設置・運営を行う事業者を特定した上で、特区計画の申請を行う考えであったが、当該事業者は公募により求めることとされたことを挙げているほか、③福岡県が私立高等学校の設置認可に係る審査期間の短縮に理解を示したため、特に本特例措置を活用しなくても株式会社仰星国際高等学園の高等学校への移行のめどがついたことを挙げている。

イ 本特例措置を活用して公私協力学校の設置・運営を行う予定であった株式会社仰星国際高等学園の高等学校への移行については、福岡県が設置認可に係る審査期間の短縮に理解を示したため、同学園は、既に特区計画として認定を受けていた「北九州市『自立と共生の教育』特区」(平成 16 年 12 月認定、17 年 7 月変更認定)の中で適用されている他の特例措置(番号 820 校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業)を活用して、平成 17 年 9 月に福岡県に対して学校法人及び学校設立の認可を申請し、18 年 3 月 29 日に認可、18 年 4 月 1 日に仰星学園高等学校を開校している。

また、当該学校の設置に当たっては、上記特例措置のほか、特例措置番号 826 (高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対する IT 等の活用による学習機

会拡大事業)も活用するとともに、北九州市と仰星学園高等学校との間で、教育の目的、運営方針等について「公私協力協定書」(平成18年4月1日)を締結し、不登校生徒等対策を図るという所期の目的を担保している。

なお、学校法人仰星学園は、本特例措置の内容が提案した内容と相違していたため、その活用を見送らざるを得なかったが、本特例措置を活用する場合のメリットは、「公の信用」により社会的信用度が高まり、不登校の生徒を持つ保護者等に安心感を与えることが可能となることであるとしている。

【千葉県野田市】

(1) 本特例措置に係る提案をした経緯

野田市に所在する千葉県立野田高等学校の定時制については、千葉県の県立高等学校再編計画により、平成18年度の生徒の募集停止、20年度廃止が決定され、募集停止後に当該定時制への進学が必要とされる生徒への対応については近隣市の定時制高等学校で行うこととされている。しかし、当該定時制高等学校は、①学力的問題や不登校等の問題で他の高等学校に進学できない生徒や、中途退学等で再出発を望む生徒の受け皿となっていること、②障害を持つ生徒を積極的に受け入れていること等から、これら生徒の高等学校進学先としてのニーズが高く、また、近隣市の定時制高等学校までは通学時間の長時間化が想定されること等から、定時制高等学校が市内に所在することの地域ニーズが高いと考えられた。

野田市は、このような地域ニーズを踏まえるとともに、生徒の将来の人生設計をフォローする、いわゆるキャリアデザインの考え方を教育課程に取り入れることにより、新しい定時制高等学校の設置を目指して、本特例措置の提案を行ったものである。

(2) 本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由

野田市は、本特例措置を活用して設立される公私協力学校について、1学年約25人(4学年で約100人)の規模で、平成19年4月の開校を目指して、運営費補助として毎年2,000万円程度の拠出及び校地・校舎(千葉県の教育施設を譲り受けることで調整)の提供を行うこと、また、本特例措置は私学助成の対象となる旨を文部科学省より聞いていたとして、これらを前提に当該公私協力学校の設立準備を進めていた。

しかし、これらの準備作業の過程で、本特例措置を活用して設立される公私協力学校は国からの私学助成が受けられない旨の情報を得て、文部科学省にその旨を照会したところ、国からの私学助成が受けられないことが確認された。

このため、野田市は、国からの私学助成が受けられない場合、当初予定していた年間2,000万円程度の運営費補助を大幅に超えた不足分の負担を伴う等の財政上の問題及び千葉県の教育施設の使用可能年度も確定していないことから、現状では本特例措置の活用のめどは立っていないとしている。

【公私協力学校に対する私学助成についての文部科学省の見解】

文部科学省は、本特例措置を活用して設立される公私協力学校が国からの私学助成の対象となっていない理由について、「本特例措置に基づき設立される公私協力学校は、特区市町村から、基本財産の無償譲渡・貸付けや学校運営経費に係る収入不足を補填するため

の補助など、通常の私立学校には期待できないような手厚い財政的支援を受けることが本特例措置に明記されており、協力地方公共団体からの財政的支援が行われる仕組みになっているためである。」としている。

4 その他の地方公共団体等におけるニーズに関する調査結果の概要

今回、全都道府県（特区窓口）に対して、本特例措置の活用を予定している市町村等の有無等について照会した結果、活用を予定しているところはみられなかった。

このため、県立高等学校の再編等が進められている都道府県を中心に、地方公共団体（11道府県の私学関係等部局（12部局）及び3市町村）並びに私学関係団体等（私学関係団体及び学校法人合わせて15団体等）を選定し、本特例措置の活用予定の有無等について調査した。

その結果、11道府県においては、①本特例措置に関する市町村等からの照会や相談はないこと、②少子化の影響で新たに学校を設置するような需要が見込まれないこと、③私学助成が受けられないこと等を理由として、いずれの道府県においても特例措置を活用する予定等は見られないとしている。

3市町村では、いずれも財政事情が厳しいことなどから本特例措置の活用は見込まれないとしている。

私学関係団体等では、①本特例措置は、地方公共団体が定める教育目標、収容定員、授業料等を定めた基本計画等に沿って行うこととされているため、私立学校側の主体的な教育活動や学校運営が困難になること、②本特例措置を利用するような地域の教育ニーズについては地方公共団体が検討すべきものであること、③少子化の影響で新たに学校を設置するような状況にないこと等を挙げて、いずれも本特例措置を活用するようなニーズはないとしている。

また、近年の少子化の影響等から、新たな学校法人の設立はほとんどみられず、私立学校（高等学校及び幼稚園）の数は横ばい又は減少傾向となっている。

なお、地方公共団体、私学関係団体等から聴取した個別の意見等及び調査した11道府県における最近5年間の学校法人の設立状況については、下記「6 その他の地方公共団体等におけるニーズに関する意見等」（19頁）のとおりである。

5 特例措置に係る特区認定がない原因・理由等

本特例措置に係る特区認定がない原因・理由について、本特例措置の提案主体（北九州市及び野田市）は、①公私協力学校は国からの私学助成が受けられないため、当該学校の運営経費に対する財政負担が過大となることが想定されること、②公私協力学校の設置・運営を行う者は公募により求めることとされているため、あらかじめ特定の者を選定することができないこと等を挙げている。

また、提案主体以外の関係者においても、財政事情の厳しい地方公共団体においては、私学助成が受けられない公私協力学校の設置事業を実施することは困難であるとしており、市町村等が公私協力学校を設置したいと考えても、私学助成が受けられない場合は、財政事情を考慮し、当該学校の設置を断念することが考えられる。

提案主体以外の関係者における他の原因・理由としては、①近年の少子化の影響等により、学校経営を取り巻く環境が厳しいこと等から、新たな学校経営に進出する者がみられ

ないこと、②公私協力学校の運営は、地方公共団体が定める教育目標、収容定員、授業料等を定めた基本計画等に沿って行うこととされているため、学校側の主体的な教育活動や学校運営が困難になることから、当該学校の設置・運営に積極的に参画する者が少ないと考えられること等を挙げている。

6 その他の地方公共団体等におけるニーズに関する意見等

(1) 主な意見等

【地方公共団体（道府県）】

(北海道)

北海道は、本特例措置に関する市町村等からの照会、相談等はなく、また、次のような理由から、本特例措置の活用予定等はみられないとしている。

- ① 道内公立高等学校の再編が進められる中、市町村としては既存の公立高等学校の存続を優先させており、また、市町村の財政状況からみて、本特例措置の活用により公私協力学校を設置・運営するのは困難と考えられる。
- ② 少子化の流れにより子どもの数が減少している中、既存の私立学校間においても、生徒数を確保するための競争が激しく行われているような現状において、経営的な観点から新たな高等学校の設置は考えられず、また、幼稚園についても、公立及び私立幼稚園ともに減少傾向にあること等から新たに学校法人を設立して幼稚園を設置するニーズはないと考えられる。

(宮城県)

宮城県は、①少子化の影響で私立高等学校及び私立幼稚園の新設はここ数年行われておらず、新たな設置の需要は見込めないこと、②県内の市町村から私立高等学校を誘致したいという話は出ていないことから、本特例措置の活用予定等はみられないとしている。

(群馬県及び埼玉県)

群馬県及び埼玉県とも、多くの私立高等学校が定員割れの状況（平成 17 年度は、群馬県で 12 校中 10 校が、埼玉県で 47 校中 21 校が定員割れ）にあること、原則として私立高等学校の新設を認可しない方針であること等から、新規の私立高等学校を設立するには厳しい環境にあるとみられる。また、両県とも、本特例措置に関する市町村等からの照会、相談等はなく、本特例措置の活用予定等はみられないとしている。

(静岡県)

静岡県は、本特例措置に関する市町村等からの照会、相談等はなく、本特例措置の活用予定等はみられないとしている。

(愛知県)

愛知県は、本特例措置に関する市町村、学校法人等から照会、相談等はなく、また、次のような理由から、本特例措置の活用予定等はみられないとしている。

- ① 県内の中学校卒業生数は、昭和 63 年 3 月をピークとして、平成 18 年 3 月にはピー

ク時の約6割にまで減少し、その後も増加が見込めないと推計されていること、また、県として、私立高等学校の設置は、当分の間、原則抑制するとの基本方針を打ち出していることから、新たな高等学校設置のニーズはないものと認識している。

- ② 幼稚園についても、幼児人口が減少傾向にあり、2年連続して私立幼稚園の新設がない状況下にあることから、本特例措置を活用するような教育ニーズはないと考えられる。

(大阪府)

大阪府は、本特例措置に関する市町村、学校法人等から照会、相談等はなく、また、次のような理由から、本特例措置の活用予定等はみられないとしている。

- ① 近年の少子化等を踏まえ、私学の安定的な経営を維持し、生徒の修学継続を確保する等の観点から、原則として私立学校の新設を認めていない状況にある。
- ② 公私協力学校に対しては、私学助成が受けられないため協力地方公共団体において財政的な負担が相当かかること等から、地方公共団体の財政状況が厳しい中においては、その実現を図ることが困難である。
- ③ 既存の私立学校は、独自の建学の精神によって成り立っているため、協力地方公共団体の基本計画等により運営等が制約される公私協力学校の運営を希望する者は少ないと考えられる。

(大阪府教育委員会)

大阪府教育委員会は、次のような理由から、本特例措置の活用予定等はみられないとしている。

- ① 公私協力学校は私学助成が受けられないため、協力地方公共団体においては財政的な負担が大きい。
- ② 大阪府では、過去の経緯から、公立及び私立の協調路線の中で、公立及び私立の高等学校とも、地域ニーズに即した高等学校の改変を進めており、現時点では、公私が協力して新たに学校法人の設立を検討するような状況にない。
- ③ 公立幼稚園については、昨今の市町村の財政事情を勘案すると、池田市の例にみられるように、公立校の校地・校舎を無償貸与の上、民営化する方が私学助成が受けられるため、人件費等の運営に係る市町村の財政負担がなくなり効率的である。

(兵庫県)

兵庫県は、本特例措置に関する市町村、学校法人等から照会、相談等はなく、また、次のような理由から、本特例措置の活用予定等はみられないとしている。

- ① 公私協力学校は、私学助成が受けられないため、地方公共団体の負担が大きすぎる。
- ② 県内の公立及び私立の学校共に多様な教育を提供しており、公私協力方式で学校を新設するだけの教育ニーズがみられない。
- ③ 少子化等の影響から、県内の私立学校は、大部分が生徒の募集定員割れの状況にあり、学校経営を拡大する余裕がない。

(岡山県)

岡山県は、本特例措置に関する市町村、学校法人等から照会、相談等はなく、また、次のような県特有の理由もあり、本特例措置の活用予定等はみられないとしている。

- ① 県内においても、高等学校在籍者数の約2%程度の生徒が学校に適應できずに中途退学しているが、これらの生徒の受け皿として、県と民間（学校法人加計学園）とが協力して学校法人吉備高原学園を設立し、吉備高原学園高等学校(注)を設置、運営している（公私協力方式と称している。）ことや、私立高等学校において通信単位制学校の設置、インターネットの活用による学習方式の導入などの取組が行われている。

(注) 吉備高原学園高等学校：平成3年4月に県と民間（学校法人加計学園）とのいわゆる公私協力方式により設置された全寮制の高等学校である。当該学校の設置に当たっては、県から、学校法人の設立に際して2,750万円の出捐、校舎・校地及び備品の無償貸与のほか、運営経費の赤字補填のために造成した全人教育基金（総額10億円）の2分の1（5億円）が提供されている。なお、当該学校は、学校法人の理事長に県知事が就任し、事務職員として県職員2人（人件費は学校法人負担）が派遣されている。

- ② 吉備高原学園は、平成16年度に収入の4分の1を占める1億3,200万円の私学助成を受けており、助成が受けられなければ8,600万円の赤字になる。公私協力学校は私学助成が受けられないため、仮に市町村が吉備高原学園と同規模の学校を設置した場合、毎年同程度の財政支援が必要となり、市町村がこの額を負担することは厳しいと思われる。

(広島県)

広島県は、県内の私立高等学校だけで毎年数百人規模の中途退学者がいるため、潜在的には、いわゆる学校不適應生徒の受け皿としてのニーズを踏まえると、本特例措置を活用した公私協力学校が設置される余地はあると思われるが、市町村では本特例措置の活用を検討するまで至っていないと思われるとしている。

(福岡県)

福岡県は、本特例措置である公私協力学校設置事業の提案を行った北九州市を除いて、本特例措置に関する市町村、学校法人等から照会、相談等はない。また、同事業では、協力地方公共団体の長が定める教育目標、収容定員、授業料等の計画に基づき公私協力学校の運営等が行われるため、私立学校としては、独自の教育理念や学校運営等が制限されるような事態も想定されることから、本特例措置の活用予定等はないとしている。

【地方公共団体（市町村）】

(埼玉県深谷市)

深谷市においては、「渋沢記念深谷人づくり特区」（平成17年7月認定。学校設置会社による学校設置事業、校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業等の特例措置の適用）の認定を受け、広域通信制の高等学校が設置されている。しかし、本特例措置については、市財政が厳しいことから、市の財政支援を伴う公私協力学校の設置事業は相当の検討を要する問題であり、その実施の可能性は低いとしている。

(大阪府池田市)

池田市においては、財政状況のひっ迫及び少子化の進展から、平成14年度から16年度にかけて市立幼稚園11園を5園に統廃合し、このうち1園の校地・校舎を学校法人に無償貸与し民営化している。

池田市は、市立幼稚園の民営化の経緯も踏まえ、次のような理由から、本特例措置の活用は予定はないとしている。

- ① 公私協力学校は、私学助成が受けられないこと等のため市の財政的負担が大きく、市の財政事情を勘案すると、その設置は困難である。
- ② 市民から現行の幼児教育の体制について改革を求める意見等がないこと等から、本特例措置を活用する必要性がない。

(広島県世羅町)

世羅町は、旧世羅町庁舎跡地を利活用するため、幼稚園の設置を希望する住民のニーズ等を踏まえ、私立幼稚園の誘致に向けて準備を進めているが、当該跡地については、厳しい財政事情を踏まえ、売却又は有償で貸与する方針である。

世羅町は、財政状況の厳しい市町村においては、施設の提供や運営面での赤字補填を伴う公私協力学校の設置・運営は困難であるとしている。

【私学関係団体等（主として高等学校関係）】

(日本私立中学高等学校連合会)

当該連合会は、本特例措置を活用して学校の設置・運営を行おうとする場合、協力地方公共団体が定めた学校の教育に関する基本計画等により、様々な制約を受けるため、私立学校側にとっては、主体的な教育活動や学校運営が困難になると予想されることから、積極的に公私協力学校の設置・運営に参画するのは難しいのではないかとしている。

(北海道内の私学関係団体)

当該団体は、学校法人側としては、市町村等が策定する基本計画等の内容を把握した上で、長期的な経営上の観点からメリット、デメリットを検討し、教育目標等各種要件について市町村等の考え方に賛同できれば、公私協力学校の設置・運営に参画する学校法人もあると考えられる。一方、市町村等においては、施設の提供などの初期投資、継続的な運営上の財政的支援など財政上の負担が大きく、さらに、公私協力学校は私学助成が受けられないこと等から、本特例措置を活用する市町村等はないと思われるとしている。

(宮城県内の私学関係団体)

当該団体は、①県内の私立高等学校の生徒数は、減少を続けており、新たな高等学校の設立は考えられないこと、②県立高等学校等の統廃合された学校跡地では、生徒の募集は難しいこと等から、本特例措置を活用する予定はないとしている。

(愛知県内の学校法人)

当該法人は、全国的に高等学校への進学者数が減少しており、県立高等学校の再編整

備が進められている状況下において、私学側から新たに高等学校を設置したいと手を挙げることは考えられず、本特例措置を活用するニーズはないのではないかとしている。

(兵庫県内の私学関係団体)

当該団体は、①私立学校は、独自の建学の精神に基づき学校を運営していることから、当該精神に抵触する可能性のある本特例措置を活用することは考えられないこと、②県内の私立学校は、通学可能な大阪府下の私立学校への生徒の流出と少子化の影響から、一部の進学校を除き生徒獲得が困難な状況であるため、既存の学校経営と並行して公私協力学校に乗り出す余裕がないと考えられること等から、本特例措置を活用するニーズはないとしている。

(広島県内の私学関係団体)

当該団体は、次のような理由から、本特例措置の活用のニーズは少ないと思われるとしている。

- ① 現在、少子化に伴い入学年齢期の子供が減少している等、学校法人を取り巻く経営環境は極めて厳しい状況にあり、各学校法人とも現在経営している学校をいかに維持するかに懸命で、新たな学校法人を設立しようという状況はみられない。
- ② 学校不適応の生徒の受入れ等の社会的なニーズに対応して、本特例措置を活用した公私協力学校の設立は意義があるものと思われるが、学校法人の立場から見ると、特区の認定を受けた市町村等の基本計画に縛られ、その時々の子供の状況や学校の実態に応じた自由度の高い学校運営が必ずしも担保されないこと等のため、高い理念を掲げ、自主独立の学校経営を行っている現行の学校法人が、公私協力学校の運営に参加するとは思えない。

(福岡県内の私学関係団体)

当該団体は、県内の私立高等学校は、少子化等の影響によりすべて経営が苦しい状況にあり、現状の生徒数を確保することに精一杯で、本特例措置を活用してまで新たに学校経営を行う余裕がなく、本特例措置に関心等を持っている私立高等学校もみられないことから、本特例措置の活用を予定している学校はないとしている。

【私学関係団体（主として幼稚園関係）】

(全日本私立幼稚園連合会)

当該連合会は、①本特例措置については、その概要を広報誌『私幼時報』（2005年3月号）に掲載し、会員（各都道府県の私立幼稚園団体）へ周知しているが、本特例措置は、第一義的には地域の幼児教育のニーズを踏まえ、地方公共団体がその活用を検討し、公私協力学校に関する教育目標等の基本的な考え方を示すものである、②幼稚園側としては、地方公共団体の考え方を踏まえた上で、公私協力学校設置への参画の検討を行うものであるため、幼稚園側から積極的に本特例措置の働きかけを行うものではないと考えられるとしている。

(愛知県内の私学関係団体)

当該団体は、私立幼稚園界は、現在公立幼稚園の民間移管等が進んでいることから、あえて公私協力学校法人による幼稚園設置の必要性は乏しいと考えるとしている。

(広島県内の私学関係団体)

当該団体は、少子化に伴う入園者数が減少している状況の中で、経営が成り立たず廃止する幼稚園が出てきている実態があり、幼稚園児を対象とする新たな教育ニーズはないと考えられるため、本特例措置を活用するニーズはないと思われるとしている。

(2) 学校法人の設立状況

今回調査した 11 道府県において、過去 5 年間に私立学校（幼稚園又は高等学校）を運営するため新たに設立された学校法人数をみると、次表のとおり、一部の県における幼稚園を運営するための学校法人を除いては、ほとんど設立されておらず、設立された法人も、例えば、高等学校の設置・運営を行う法人は通信制高等学校の設置に係るもの（北海道、広島県）や本特例措置とは別の特例措置を活用して設立されたもの（群馬県、福岡県）となっており、幼稚園の設置・運営を行う法人は、個人経営等からの移行したもの（静岡県、広島県(14 園中 7 園)等）であるなど、特殊な例が多くなっている。

このことは、上記（1）の意見等にみられるように、近年の少子化の影響等を受け、新たに学校経営に進出する者がみられないことや、都道府県において私立学校の新設を抑制していること等が影響しているものと考えられる。

学校法人の設立状況

(単位：学校法人)

区 分		平成 13 年度	14	15	16	17	5 年間 の累計
北海道	高等学校	0	0	1	0	0	1
	幼稚園	0	0	0	0	0	0
宮城県	高等学校	0	0	0	0	0	0
	幼稚園	0	1	0	0	1	2
群馬県	高等学校	0	0	0	1	0	1
	幼稚園	0	0	1	0	0	1
埼玉県	高等学校	0	0	0	0	0	0
	幼稚園	0	2	2	1	0	5
愛知県	高等学校	0	0	0	0	0	0
	幼稚園	0	0	0	0	0	0
静岡県	高等学校	0	0	0	0	0	0
	幼稚園	0	0	0	0	3	3
大阪府	高等学校	0	0	0	0	0	0
	幼稚園	0	0	0	0	0	0
兵庫県	高等学校	0	0	0	0	0	0
	幼稚園	1	0	0	0	0	1
岡山県	高等学校	0	0	0	0	0	0
	幼稚園	0	0	0	0	0	0
広島県	高等学校	0	0	1	0	0	1
	幼稚園	0	7	3	3	1	14
福岡県	高等学校	0	0	0	0	1	1
	幼稚園	1	3	1	3	3	11

(注) 当省の調査による。

なお、全国の私立学校（幼稚園及び高等学校）について、平成13年度から17年度における学校数の推移をみると、高等学校は横ばい、幼稚園は減少傾向となっている。

私立学校（幼稚園及び高等学校）数の推移

（単位：学校等数）

区 分	平成13年度	14	15	16	17
高等学校	1,318	1,321	1,318	1,321	1,321
幼稚園	8,443	8,410	8,389	8,363	8,354

（注）文部科学省の学校基本調査報告書に基づき、当省で作成した。

特例措置調査結果（1142）

特例措置番号		1142
特例措置名		研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業
現行規制の概要		バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所については、電気事業法（昭和39年法律第170号）等に基づき、設置者は工事計画を国に届出をし、当該発電所について使用前安全管理検査を受けなければならないこととされており、また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等については、溶接安全管理検査及び定期安全管理検査を受けなければならないこととされている。
特例措置の概要		研究を目的として設置される一定の要件（出力が10kw未満等）を満たす温泉熱利用発電設備について、技術基準への適合性を確保するため研究開発の実施主体に専門家委員会が設置されているなど、検討及び評価が適切になされる体制及び方策、並びにこれらに係る事項が保安規程に定められている場合は、当該研究実施期間に限り、電気事業法等に基づく工事計画届出、使用前安全管理検査、溶接安全管理検査及び定期安全管理検査を不要とする。
提案主体		鳥取県
特例措置に係る特区の認定状況		0件
調査対象機関	規制所管省庁	経済産業省
	提案主体	鳥取県
	認定申請主体	—
	ニーズ調査	地方公共団体57（うち概況調査38）、バイナリー発電関係企業等5
	その他	—
調査結果		
<p>1 特例措置の適用等の状況（平成18年4月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案は1件（鳥取県）であるが、本特例措置を適用した特区計画の認定実績はない。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>該当なし</p> <p>3 提案を行ったのみで認定申請を行っていない地方公共団体の状況</p> <p>（1）本特例措置に係る提案をした経緯等</p> <p>鳥取県内には、各地に温泉が湧き出ており、主要な温泉地だけでも10か所あるなど湯量も豊富にあるが、使用せずに捨てられる湯も相当量に上っていたため、鳥取県は、これを有効に利用するための一方策として、温泉熱を利用し、フロン等の媒体を用いて発電する温度差発電（いわゆるバイナリー発電）についての研究開発を検討してきた。</p>		

当該研究開発は、平成 15 年に鳥取大学の助教授からの提案を受けて検討し、その結果、鳥取県、鳥取大学（当該助教授）及び県内事業者の三者で研究開発に取り組むこととなったが、上記の温度差発電の設備は、研究開発用であっても火力発電所の中の汽力発電所に該当するため、当該発電設備の設置に当たっては、電気事業法に基づき、事業用電気工作物としての工事計画の届出やボイラー・タービン主任技術者の選任等が必要であることが判明した。

しかし、鳥取県内には、ボイラー・タービン主任技術者が数名しかおらず、これを選任することは困難であり、また、工事計画書や構造図等の提出などの各種手続等についても大変煩雑なものであるため、温度差発電の研究開発を推進する上で、これらの手続等が大きな支障となることから、研究開発用の小規模な温度差発電設備については、工事計画の届出やボイラー・タービン主任技術者の選任等が不要となる一般用電気工作物（事業用電気工作物より安全性の高い電気設備）として設置できるよう提案したものである。

一方、認められた特例措置は、当該設備を研究するため特区計画の認定を受けた場合は、当該研究実施期間に限り、工事計画の届出、使用前安全管理検査、溶接安全管理検査及び定期安全管理検査を不要とするものであり、要望していた一般電気工作物としての取扱いは認められなかった。

（２）本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由等

当該研究開発については、平成 17 年度と 18 年度の 2 年間で総額 450 万円の事業費が予定されており、このうち、鳥取県は 300 万円（2 年間）の補助金を拠出し、残り 150 万円は事業者が負担することとなっている。現在、発電設備の試作機が完成しており、それに要したコストは約 200 万円（人件費を除く。）であるとしている。

鳥取県は、当該研究開発に係る特区計画の認定申請を行っていない理由について、事業実施主体の事業者が途中で変更となり、事業計画が進まなかったためとしており、今後は、次の課題を処理しながら、認定申請を行うべく準備を進めているとしている（調査日（平成 18 年 4 月 19 日）現在。同県においては、平成 18 年 5 月 17 日に特区計画の認定申請を行っている。）。

① 鳥取県内には、ボイラー・タービン主任技術者が数名しかいないため、これに替わって、電気事業法第 43 条第 2 項（注）に基づき、経済産業大臣の許可を得た者を主任技術者として採用することを考えている。ただし、その具体的要件や常駐義務等については、経済産業省に照会する必要がある。

（注）電気事業法第 43 条第 2 項：自家用電気工作物を設置する者は、前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。

② 特区計画で定めることとされている「発電設備が電気事業法第 39 条第 1 項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される専門家委員会」を設置しなければならないが、この専門家の具体的な資格要件等について経済産業省に照会しながら当該専門家を選定する必要がある。

(3) 温泉熱利用発電設備の実用化に向けての意見

【鳥取大学助教授】

当該研究開発に共同で取り組んでいる鳥取大学助教授は、温泉熱利用発電設備の実用化に向けて、次のような意見を有している。

当該研究の実用化に向けては、企業の参画が必要であるが、未だ研究段階であり利益の出るものではないので、参画しようとする企業は少ないのではないかと考える。

また、事業化に当たっては、現行の電気事業法の規制のままでは、コスト負担が大きく採算が取れないことから、規制緩和が必要である。今回の特例措置は、研究開発に限定された規制緩和であるため、これを研究開発以外の場合にも適用できるよう対象を拡大することや、将来的には一般用電気工作物として認められるよう更なる規制緩和を行うことが必要である。このためにも、特区における研究開発において、安全性に係るデータの蓄積を行い、そのデータを基に、より一層の規制緩和を求めると考えている。

4 その他の地方公共団体等におけるニーズに関する調査結果の概要

今回、本特例措置の提案主体である鳥取県を除いた全都道府県（特区窓口）に対して、本特例措置の活用を予定している市町村等の有無等について照会した結果、活用を予定しているところはみられなかった。

このため、本特例措置の温泉熱利用発電事業を行う上で必要な湯温を有するとみられる温泉が所在する地方公共団体（19）及びバイナリー発電関係企業等（5）を選定し、本特例措置の活用予定の有無等について調査した。

その結果、福島県喜多方市が活用の可能性を示唆している以外は、次のような理由から、いずれも本特例措置を活用する予定等はないとしている。

- ① 本特例措置については、これまで市町村、事業者等からの照会や相談もない。
- ② 温泉熱利用発電に成功した事例は全国でもほとんどないため、リスクや費用をかけてまで本特例措置の研究開発に関心を示す市町村等は少ない。
- ③ 温泉熱利用発電に適した湯温や湯量を有する地域には、既に本特例措置による発電設備よりも発電規模の大きな発電事業計画が進められていたり、又は風力発電等他の事業が実施されている。
- ④ 出力 10kw のバイナリー発電を実施する場合、湯温 80 度以上で、毎分 400ℓ程度の湯量が必要となるため、発電施設の設置可能な適地は限定される。
- ⑤ 本特例措置の発電設備が実用化された場合には、電気事業法に基づき、法定検査の実施やボイラー・タービン主任技術者の選任などが義務付けられているため、コスト面で引き合わず、現状では事業化することは困難と考えられる。

地方公共団体、バイナリー発電関係企業等における意見等の詳細は、「6 その他の地方公共団体等におけるニーズに関する意見等」（29 頁）のとおりである。

5 特例措置に係る特区認定がない原因・理由等

本特例措置については、提案主体である鳥取県においては、当省の調査終了後である平成 18 年 5 月 17 日に特区計画の認定申請が行われており、福島県喜多方市においても、本特例措置の活用の可能性を示唆しているが、他の関係者は、本特例措置に係る特区認定が

ない原因・理由等について、①温泉熱利用発電に適した湯温や湯量の制約から、当該発電を実用化（事業化）して採算が見込めるような適地が限られていること、②温泉熱利用発電事業は、i) 国内では未だ研究段階であり実用化の見通しが明確でないことや、ii) 本特例措置は研究開発に限定された措置であり、当該事業が実用化された場合には、法定検査の実施やボイラー・タービン主任技術者の確保等の電気事業法の規制によりコスト負担が生じるため、そのことによる採算面への影響が懸念されることから、当該事業に参画しようとする民間や地方公共団体を期待し難いこと等を挙げている。

また、上記のほか、本特例措置の対象となっている出力 10kw の発電では、家庭用電力の 3 軒分の規模にしかならず、近年の技術進歩の状況を踏まえると、このような小規模な発電設備については、ボイラー・タービン主任技術者の常駐配置を義務付ける必要はないのではないかとの意見が聞かれた。

6 その他の地方公共団体等におけるニーズに関する意見等

【地方公共団体】

（北海道）

北海道は、①温泉熱を利用した発電は、道内において実施された例はなく、今後の開発の動きも承知していないこと、②これまで本特例措置に関して道内の市町村、事業者からの照会や相談もないことから、現在のところ本特例措置のニーズはないとしている。

（北海道登別市）

登別市は、温泉の源泉があると思われる地域は既にホテル、旅館業者等の民間事業者による営業が行われており、その中で新たに温泉の掘削をした場合、既存の源泉への影響が危惧されること、また、当該掘削には、かなりの費用を要することや利用設備・機器等が技術面で不十分な部分があること等から、現状において温泉熱を利用した発電事業の実施の可能性はないとしている。

（秋田県）

秋田県は、本特例措置のような小規模温泉熱利用発電設備が実用化されれば、当該設備を導入する市町村も現れると考えられるが、温泉熱利用発電に成功した事例は全国でもほとんどないため、リスクや費用をかけてまで本特例措置による小規模温泉熱利用発電の研究開発に関心を示す市町村等は少ないのではないかとしている。

（福島県）

福島県は、石油に代わる新エネルギーとして太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス熱利用、廃棄物熱利用など多種多様なものがあり、これらがある程度普及している中で、まだ全国で成功した例がない温泉熱利用発電の研究開発にあえて取り組む市町村等は少ないのではないかとしている。

（福島県天栄村）

天栄村においては、現在、平成 16 年度から 17 年度にかけて地熱開発促進調査として

ボーリングが行われた2本の井戸について、水圧等により井戸に亀裂を生じさせて熱水を自噴させる調査研究(研究期間3年間)が東北大学によって進められている。

天栄村は、当該調査研究が成功した場合、この熱水(温泉)を利用した温泉熱利用発電を計画したいとしており、その内容次第で本特例措置を活用することもあり得るとしているが、当該調査研究は未だ実施されていないため、現時点では本特例措置の活用の有無は不明であるとしている。

(福島県喜多方市)

喜多方市においては、平成12年度から14年度にかけて、民間事業者が事業主体となってアンモニアを媒体とする温泉熱利用発電設備の実証試験が行われたが、その実用化に当たっては、①電気事業法の規制(技術基準に適合した施設整備、ボイラー・タービン主任技術者の選任等)により、コスト負担が大きくなること、②温泉の湯温及び湯量が想定より少なく十分な電力が得られないこと等から、温泉熱利用発電設備の実用化が困難となった。このため、喜多方市は、平成16年1月に、「地域再生推進のための基本方針」(15年12月19日地域再生本部決定)に基づき、当該温泉熱利用発電設備について、事業用電気工作物ではなく一般用電気工作物として設置できるよう、電気事業法の規制緩和を提案したが、認められなかった。

このような経緯を踏まえ、喜多方市は、現在、早稲田大学と共同で、アンモニア以外の媒体も含めた温泉熱利用発電設備の研究を実施する計画が進められており、その進捗次第では本特例措置の活用もあり得るとしている。

(群馬県)

群馬県は、①温泉熱利用の発電事業には、湯温が高く、湧出量が多いことが条件と考えられるが、この条件に該当する温泉地は草津温泉のみである。しかし、同温泉では既に本特例措置を活用した発電設備よりも発電規模の大きな発電事業の計画が進められていること、②他の市町村・団体からは、本特例措置に関する照会・相談はないことから、本特例措置の活用予定はないとしている。

(群馬県草津町)

草津町は、①バイナリー発電は、海外等で実用化されており、研究段階から事業化段階に移っているため、本特例措置を活用して研究開発を行う必要性は薄いこと、②平成14年から温泉熱利用のバイナリー発電についての調査検討を行い、本特例措置を活用した発電設備よりも発電規模の大きな発電事業の計画に取り組んでいることから、本特例措置の活用についての検討は行ったことはなく、今後も活用する予定はないとしている。

(静岡県)

静岡県は、県内の市町村等から本特例措置に関する照会・相談はなく、また、次の理由から、本特例措置の活用のニーズはないとしている。

① 県内に本特例措置の事業の対象となるような湯温が90度以上の温泉を噴出する地域は、伊豆半島の東側に複数あるが、これら地域は風況がよく、風力発電が既に行わ

れており、他にも大規模風力発電の計画が進んでいることから、研究段階にある温泉熱発電について本特例措置を活用して研究しようとする市町村等は見られない。

- ② 温泉熱利用については、実用的なヒートポンプや熱交換による温泉排湯の有効利用を中心に検討を進めている。

(兵庫県)

兵庫県は、①新エネルギー導入目標として、太陽光発電、風力発電等の推進に取り組んでいるが、温泉熱や地熱利用の発電設備の研究開発・導入については、県としても検討しておらず、②これまで本特例措置に関して県内の市町、事業者からの照会や相談もないことから、本特例措置の活用の可能性は低いとしている。

(兵庫県新温泉町)

新温泉町は、出力 1,000kw 級のバイナリー発電所の設置に向けて検討が行われた経緯（現在は、ボーリング調査の結果発電に必要な熱量が得られず、事業計画を断念せざるを得ない状況にあるとしている。）があり、本特例措置の研究開発で目指す小型のバイナリー発電設備についても興味はあるとしているが、町財政が厳しい現状では、研究開発に自ら取り組む状態にはないことから、本特例措置の活用予定はないとしている。

(兵庫県豊岡市、福井県福井市及びあわら市並びに和歌山県田辺市及び白浜町)

これらの市町は、①温泉の浴用以外の利用は考えていない、②未利用の温泉熱はない等の理由から、本特例措置の活用予定はないとしている。

(島根県及び山口県)

両県とも、県内の市町村、企業から本特例措置に関する照会や相談もなく、また、県内で温泉熱を利用して発電を行おうとする計画等もないことから、本特例措置を活用する予定はないとしている。

(鹿児島県)

鹿児島県は、①平成 14 年 3 月に策定した県新エネルギー導入ビジョンにおいて、地熱バイナリー発電導入を促進するとしているが、導入に当たっての具体的な計画は有していないこと、②市町村等から地熱バイナリー発電や本特例措置の内容等についての照会や問い合わせもないことから、本特例措置を活用する予定はないとしている。

【バイナリー発電関係企業等】

(小型バイナリー発電に取り組んでいた企業)

当該社は、温泉熱で沸点の低いアンモニアを気化し、気化した蒸気を利用してタービンを回す小型のバイナリー発電設備（出力 10kw）の実用化を目指して、その開発に平成 12 年度から取り組み、実証実験を進めていたが、以下のように、事業化するには採算が取れない等の理由から、平成 17 年 12 月に開発を断念したとしている。

小型のバイナリー発電設備については、事業用電気工作物として電気事業法の適用を

受けることとなる。

当該発電設備の事業化の目安としては、約 1,000 万円の費用で採算が取れるものと見込んでいたが、電気事業法の技術基準等に適合した設備の維持や、法定検査の実施等に要する費用などで、数千万円の費用がかかることが予想されたことから、実用化への取組を断念した。

また、事業用電気工作物として当該設備を維持していくためには、専任のボイラー・タービン主任技術者を配置することが必要であるが、当該設備の設置が可能となる地方の温泉地においては、その確保が難しく、実用化に当たっての阻害要因となっている。

(バイナリー発電に関する研究者 (大学教授))

当該研究者は、本特例措置及び小型のバイナリー発電事業について、次のような意見を有している。

- ① 本特例措置については、承知していない。小型のバイナリー発電の開発に取り組んでいる事業者においても、あまり知られていないと思われる。知っていれば本特例措置がもっと活用される可能性はある。
- ② 本特例措置にみられるような小型のバイナリー発電については、技術面では実用化できる段階にきている。しかしながら、当該発電設備については、電気事業法に基づき、事業用電気工作物として法定検査の実施やボイラー・タービン主任技術者の選任などが義務付けられているため、コスト面で引き合わず、現状では事業化することは困難と考えられる。

また、温泉が湧き出るような地域においては、ボイラー・タービン主任技術者の資格を有する者が少なく、その確保も困難な状況にある。

- ③ さらに、出力 10kw のバイナリー発電を実施する場合、湯温 80 度以上で、毎分 400 程度の湯量が必要となるため、発電施設の設置可能な適地は限定されることとなる。

(発電関連の有識者)

当該有識者は、次のような意見を有している。

本特例措置における発電設備は、出力 10kw 未満と極めて小規模であり、当該発電では、家庭用電力の 3 軒分の規模にしかならない。このような小規模な発電設備について、現行の電気事業法は、そもそも規制の対象として想定していなかったのではないか。また、近年の技術進歩の状況を踏まえると、このような小規模な発電設備についてまで、ボイラー・タービン主任技術者の常駐配置を義務付けるような必要はないのではないかと思われる。

(バイナリー発電に取り組んでいる電力会社)

当該電力会社は、地熱バイナリー発電に取り組んでいるところであるが、当該発電においても、蒸気及び熱水を取り出すために地熱貯留層に井戸を掘っても十分な成果が得られないことがあることから、当該発電に適する地域の選定が最も重要であるとしている。